

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 24 日

各都道府県住民基本台帳担当課  
各指定都市住民基本台帳担当課

御中

総務省自治行政局住民制度課

D V等支援措置の対象者の住所と同一の住所が記載されている除票等の  
取扱いについて（令和 7 年地方分権改革に関する提案募集関係）

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「D V等支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村の住民基本台帳担当部局において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより実施されているところです。

今般、D V等支援措置の対象者の住所と同一の住所が記載されている死亡者の住民票の除票並びに戸籍の附票及び戸籍の附票の除票等（以下「除票等」という。）について、それらの写し（以下「除票の写し等」という。）を当該D V等支援措置の相手方に交付することにより、当該住所が当該相手方に判明することを防ぐ方策について、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において「死亡者の住民票の除票等に記載されている住所がD V等支援措置の対象者の住所と同一である場合には、その旨を住民記録システムにおいて市区町村の職員が把握できるようにするための具体的な方策について、市区町村に令和 7 年度中に通知する。」とされたことを踏まえ、当該除票等の取扱いに係る留意点について、下記のとおり周知します。

都道府県においては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

## 記

### 1 DV等支援措置の相手方に対する除票の写し等の交付に係る考え方

DV等支援措置の相手方から住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の4第3項等の規定に基づく死亡者の除票の写し等の交付の申出があった場合において、現にDV等支援措置の対象者の住所と同一の住所が記載されている除票の写し等を、当該DV等支援措置の相手方に直接交付することにより、当該住所が判明するおそれがある場合には、「不当な目的によることが明らかなき」に該当するものとして不交付とすることが可能である。また、当該相手方から正当な理由をもって除票の写し等の交付の申出が行われた場合には、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）ただし書に準じて、必要とする機関に直接交付するなど、当該相手方に交付せずに目的を達成することが考えられる。

### 2 住民記録システム等における当該除票等の取扱い

DV等支援措置の対象者の住所と同一の住所が記載されている死亡者の除票等を住民記録システム又は戸籍附票システムにおいて取り扱う場合には、当該除票等に係る除票の写し等の発行の抑止に係る設定を行うことが適当である。

上記の抑止に係る設定を行うことが困難である場合には、当該除票等の管理に当たり「DV等支援措置の対象者の住所と同一の住所が記載されている」旨をメモ機能その他当該除票等に係る事項を付記する機能を用いて確実に明記することが適当である。この場合において、当該除票等に係る除票の写し等の交付の申出があったときは、当該交付に係る事務処理に当たり、当該付記した事項を確実に確認すること。

#### 【担当】

総務省自治行政局住民制度課  
手塚係長、杉浦主査、渡邊事務官  
電 話：03-5253-5517  
メール：juki@soumu.go.jp